

山梨県公報

号外第八十七号	平成二十二年 十一月十八日	土曜日
---------	------------------	-----

二 登録を行う日
三 縦覧に供する期間

いては同年一月三十日)
平成二十三年一月十一日
平成二十三年一月十三日

目次 選挙管理委員会

直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない期間、
山梨県知事選挙における選挙人名簿の登録に係る被登録資格決定の基準と
なる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六十三号

山梨県知事選挙が行われるため、平成二十二年十一月十八日から山梨県知事選挙の期
日までの間、山梨県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十一号）及び市町
村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）並びにこれらの法律に基づ
く政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることが可
能ない。

平成二十二年十一月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

山梨県選挙管理委員会告示第六十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百四号）第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規
定により、平成二十三年一月三十日執行予定の山梨県知事選挙における選挙人名簿の登
録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を
次のとおり定める。

平成二十二年十一月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十三年一月十一日（ただし、年齢につ

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番